

平成24年4月9日

各 位

会 社 名 株式会社メガネスーパー
代表者名 代表取締役社長 齋藤 正和
(JASDAQ・コード3318)
問合せ先 取締役企業戦略室室長 角田 浩一
(TEL. 0465-24-3611)

(訂正)「第三者割当による転換型優先株式の発行(デット・エクイティ・スワップ)、
定款の一部変更並びに臨時株主総会及び普通株式に係る種類株主総会の開催日
及び付議議案等の決定に関するお知らせ」の一部訂正について

平成24年3月28日に発表いたしました「第三者割当による転換型優先株式の発行(デット・エクイティ・スワップ)、定款の一部変更並びに臨時株主総会及び普通株式に係る種類株主総会の開催日及び付議議案等の決定に関するお知らせ」の定款変更案につきまして、一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、下記には、該当の訂正箇所のみ記載しております。

定款変更案

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>【訂正前】 (優先株式の金銭対価の取得請求権) 第10条の8 A種優先株主は、平成30年5月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度にかかる定時株主総会の日までの間に当会社に対し事前の通知(撤回不能とする。)を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日(但し、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。以下「取得請求日」という。)に、法令上可能な範囲で、取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金(A種優先配当金を含む。)を差し引いた金額の50%(以下「取得限度額」という。)を限度として、当会社がA種優先株式1株につき1,000,000円の金銭を交付するのと引換えに、A種優先株式の全部又は一部の取得を、当会社に対して請求することができる。かかる取得請求がなされた場合、当会社は、取得請求日に、A種優先株主に対して、取得する本優先株式1株につき1,000,000円の金銭を交付する。ただし、取得限度額を超えてA種優先株主から本項に基づくA種優先株式の取得請求がなされた場合、取得すべきA種優先株式は、取得請求が行われたA種優先株式の数に応じた按分比例(ただし、1株未満の端数は切り捨てる。)により決定する。</p> <p>【訂正後】 (優先株式の金銭対価の取得請求権) 第10条の8 (省略)</p>	<p>(<u>A種優先株式</u>の金銭対価の取得請求権) 第10条の8 A種優先株主は、平成30年5月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度にかかる定時株主総会の日までの間に当会社に対し事前の通知(撤回不能とする。)を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日(但し、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。以下「取得請求日」という。)に、法令上可能な範囲で、取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金(A種優先配当金を含む。)を差し引いた金額の50%(以下「取得限度額」という。)を限度として、当会社がA種優先株式1株につき1,000,000円の金銭を交付するのと引換えに、A種優先株式の全部又は一部の取得を、当会社に対して請求することができる。かかる取得請求がなされた場合、当会社は、取得請求日に、A種優先株主に対して、取得する<u>A種優先株式</u>1株につき1,000,000円の金銭を交付する。ただし、取得限度額を超えてA種優先株主から本項に基づくA種優先株式の取得請求がなされた場合、取得すべきA種優先株式は、取得請求が行われたA種優先株式の数に応じた按分比例(ただし、1株未満の端数は切り捨てる。)により決定する。</p> <p>(<u>A種優先株式</u>の金銭対価の取得請求権) 第10条の8 (現行どおり)</p>

以 上